

熊本市余熱利用施設条例の一部改正について

熊本市余熱利用施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例

熊本市余熱利用施設条例(昭和55年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第3(4)冷暖房設備使用料の表中

「

研修室	1台につき1時間までごとに 100円
-----	--------------------

」

を

「

多目的室	1時間までごとに 300円
研修室	1台につき1時間までごとに 100円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提出理由)

西部交流センターの多目的室の冷暖房設備に関する使用料を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市余熱利用施設条例（昭和55年条例第13号）新旧対照表

改正後（案）	現行																
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、熊本市余熱利用施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 本市は、市民の健康の保持及び福祉の増進に資するため、余熱利用施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、熊本市余熱利用施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 本市は、市民の健康の保持及び福祉の増進に資するため、余熱利用施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 707 412 751">名称</th> <th data-bbox="412 707 1120 751">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 751 412 799">三山荘</td> <td data-bbox="412 751 1120 799">熊本市東区戸島町2573番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 799 412 948">東部交流センター</td> <td data-bbox="412 799 1120 948">熊本市東区戸島町2588番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 948 412 1085">西部交流センター</td> <td data-bbox="412 948 1120 1085">熊本市西区小島2丁目333番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	三山荘	熊本市東区戸島町2573番地	東部交流センター	熊本市東区戸島町2588番地1	西部交流センター	熊本市西区小島2丁目333番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 707 1377 751">名称</th> <th data-bbox="1377 707 2080 751">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 751 1377 799">三山荘</td> <td data-bbox="1377 751 2080 799">熊本市東区戸島町2573番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 799 1377 948">東部交流センター</td> <td data-bbox="1377 799 2080 948">熊本市東区戸島町2588番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 948 1377 1085">西部交流センター</td> <td data-bbox="1377 948 2080 1085">熊本市西区小島2丁目333番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	三山荘	熊本市東区戸島町2573番地	東部交流センター	熊本市東区戸島町2588番地1	西部交流センター	熊本市西区小島2丁目333番地
名称	位置																
三山荘	熊本市東区戸島町2573番地																
東部交流センター	熊本市東区戸島町2588番地1																
西部交流センター	熊本市西区小島2丁目333番地																
名称	位置																
三山荘	熊本市東区戸島町2573番地																
東部交流センター	熊本市東区戸島町2588番地1																
西部交流センター	熊本市西区小島2丁目333番地																
<p>（使用の許可等）</p> <p>第4条 施設を使用しようとする者（東部交流センター及び西部交流センターにあっては、施設の全部又は一部を専用使用する場合に限る。）は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき</p>	<p>（使用の許可等）</p> <p>第4条 施設を使用しようとする者（東部交流センター及び西部交流センターにあっては、施設の全部又は一部を専用使用する場合に限る。）は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき</p>																

は、使用を許可しないことができる。

- (1) 施設の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設を**毀損し**、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 施設の管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

4及び5 【略】

(使用料)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 三山荘 別表第1に掲げる使用料
- (2) 東部交流センター 別表第2に掲げる使用料
- (3) 西部交流センター 別表第3に掲げる使用料

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

第6条～第20条 【略】

附 則 【略】

別表第1（第5条関係） 【略】

別表第2（第5条関係） 【略】

別表第3（第5条関係）

は、使用を許可しないことができる。

- (1) 施設の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設を**き損し**、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 施設の管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

4及び5 【略】

(使用料)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 三山荘 別表第1に掲げる使用料
- (2) 東部交流センター 別表第2に掲げる使用料
- (3) 西部交流センター 別表第3に掲げる使用料

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

第6条～第20条 【略】

附 則【略】

別表第1（第5条関係） 【略】

別表第2（第5条関係） 【略】

別表第3（第5条関係）

(1) 浴室等使用料 【略】

(2) 多目的室及び研修室使用料

使用時間区分 施設名等	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時 まで	正午から午 後1時まで	午後5時から 午後6時まで
多目的室（全面 使用）	3,000円	4,000円	4,000円	1,000円	1,000円
多目的 室（一 部使 用）	バドミ ントン	高校生以下 1面1時間につき 230円 一般 1面1時間につき 460円			
	卓球	高校生以下 1面1時間につき 110円 一般 1面1時間につき 220円			
	その他 のスポ ーツ	バドミントンに係る使用料に準じて市長が定める額			
研修室（全面使 用）	1,300円	1,500円	1,500円	370円	370円
研修室（半面使 用）	650円	750円	750円	185円	185円

備考

- 1 使用者が物品の販売等営業行為とみなされる目的で使用する場又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、この表の規定により算定される使用料の2倍に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。

(1) 浴室等使用料 【略】

(2) 多目的室及び研修室使用料

使用時間区分 施設名等	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時 まで	正午から午 後1時まで	午後5時から 午後6時まで
多目的室（全 面使用）	3,000円	4,000円	4,000円	1,000円	1,000円
多目的 室（一 部使 用）	バドミ ントン	高校生以下 1面1時間につき 230円 一般 1面1時間につき 460円			
	卓球	高校生以下 1面1時間につき 110円 一般 1面1時間につき 220円			
	その他 のスポ ーツ	バドミントンに係る使用料に準じて市長が定める額			
研修室（全面 使用）	1,300円	1,500円	1,500円	370円	370円
研修室（半面 使用）	650円	750円	750円	185円	185円

備考

- 1 使用者が物品の販売等営業行為とみなされる目的で使用する場又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、この表の規定により算定される使用料の2倍に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。

2 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料（多目的室の一部使用に係るものを除く。）は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超過して使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。

3 市長が特に認める場合で、午後10時から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき夜間の使用時間区分の使用料の3割とする。

4 多目的室の一部使用及び午後10時から翌朝午前9時までの間の使用にあつては、1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

(3) 附属設備使用料

附属設備使用料は、次に掲げる金額以内で規則で定める。

種目	使用料
音響機器類	1,000円
映像器具類	2,000円
大道具その他の器具類	1,000円

(4) 冷暖房設備使用料

施設名	使用料
多目的室	1時間までごとに 300円
研修室	1台につき1時間までごとに 100円

2 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料（多目的室の一部使用に係るものを除く。）は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超過して使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。

3 市長が特に認める場合で、午後10時から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき夜間の使用時間区分の使用料の3割とする。

4 多目的室の一部使用及び午後10時から翌朝午前9時までの間の使用にあつては、1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

(3) 附属設備使用料

附属設備使用料は、次に掲げる金額以内で規則で定める。

種目	使用料
音響機器類	1,000円
映像器具類	2,000円
大道具その他の器具類	1,000円

(4) 冷暖房設備使用料

施設名	使用料
研修室	1台につき1時間までごとに 100円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。